

環境影響評価審査会南淡バイオファーム部会 会議録

1 日時 平成12年12月25日(月) 10:00~12:00
場所 神戸市教育会館404号室

2 議題
南淡バイオファーム開発事業に係る環境影響評価準備書の審査について

3 出席者

(1) 委員

朝日部会長、江崎委員、遠藤委員、川井委員、菅原委員、田中委員、辻委員、
服部委員、平松委員、別府委員、楨村委員、松中委員

(2) 兵庫県

事務局

環境政策課環境影響評価室

関係課 : 環境政策課自然環境保全室

4 配布資料

資料9 貴重な両生類の保全対策等について
超小型CCDカメラによる遠隔監視録画システムについて
南淡バイオファーム開発事業に係る答申(案)

5 議事の概要

(1) 《資料9等に基づき事業者から説明後質疑》主な質疑は以下のとおり。

(委員)

移植した動物が定着したかどうかは、どうして分かるのか。

(事業者)

カスミサンショウウオについては、指を切って放流している。実績もある。3年ぐらい
すると切った部分が盛り上がってくるので、それで定着したかどうか分かる。実際に定着
していることを確認している。イモリなら腹の模様とか尾の形とかで判別する。現在生息
している部分に放流してある。

(委員)

生息密度の関係で一定以上には住めない。密度の上限を考慮しておかないといけない。
それを把握しているのか。

(事業者)

タゴガエルについてもかなりの数がいると思う。上限の問題については、現在専門家と
検討中である。

(委員)

資料9で移植候補地の生息条件の中に、移植候補地が過密状態でないという表現がある
が、実際に現在過密状態でないというデータがあるのか。1㎡当たり何匹いたという数字
があるのか。

(事業者)

平成9年、10年に現地調査を行った結果、過密というほどでない。すなわち分散して生
息している状態であった。ただ、今年8月の調査ではタゴガエルしか確認していない。来
年2月、3月の調査で他の両生類について確認する予定をしている。1㎡当たりの密度ま
では把握していない。

(委員)

過密かどうかということ客観的に判断できないのではないか。主観的に判断したのか。

(事業者)

現地調査を行った者が、目で見て判断した。

(委員)

天敵としてアメリカザリガニがいるが、これが多いか少ないかというのも同じ判断の仕方か。

(事業者)

そうである。

(委員)

アメリカザリガニ以外の天敵は把握しているのか。

(事業者)

カスミサンショウウオの場合、ウシガエルが幼生を食べる。イモリについては、アメリカザリガニが最も大きい天敵である。

(委員)

具体的には天敵としてコサギなどがあるかどうか。

(事業者)

鳥の調査でもコサギの密度はあまり高くない。

(委員)

資料9で確認したいが、池と溝のうちで調整池が満水になった時にその水位より低くなるところというのは、この中に含まれているのか。水没するのではないか。

(事業者)

イモリの移植地などで見ると、溝のNo. 1, 2などは、30年確率で水没する可能性がある。No. 3の場合は、全く水没してしまうということは無いと思う。池については、残存緑地があるので大丈夫である。

(委員)

この移植の目的は何なのか。

(事業者)

開発によって、生息場所が無くなるので貴重な両生類を少しでも保全しようという目的である。

(委員)

生息している場所に移植しようということなのか。

(事業者)

そうである。

(委員)

移植先は改変しない場所で、そのままにしておけば生息が見込めるということではないのか。

(事業者)

現在生息している場所で改変が半分くらいある。生息場所が減るので、放っておくと個体数が減ってしまうので、少しでも残すということである。

(委員)

移植先については、現在貴重種の密度は低く、今後相当数の個体を投入しても生息可能であるということなのか。しかし、話を聞く限り、密度について十分な調査が行われていない。また、生息していない場所において生息できない理由がはっきり分かっていない。貴重種がその場所に入り込めていないだけで、生息できるかもしれない。現在生息している限られた場所だけに放り込んで分散させるやり方は、あまりいい方法とは言えない。

(事業者)

移植を試みてモニタリングをしていくという考え方を持っている。他に保全対策が無く、無くなるものをそのまま見過ごすというのはできないので移植を考えている。

(委員)

11ページにハヤブサの対応策の実施について書かれているが、具体的な対応策とはどういうことなのか。CCDカメラで見ている、巣を放棄した場合どうするのか。

(事業者)

影響があると判断された場合、工事の一時中断を考える。

(委員)

具体的に影響があると判断されるのはどのような場合か。

(事業者)

今利用している地域に寄りつかなくなる。過去に産卵した場所に寄り付かなくなった場合である。

(委員)

影響がありハヤブサがいなくなった場合、工事を中断するのか。

(事業者)

いなくなるまでには時間があると思うが、それまでに影響が認められた時点で工事を中断する。

(委員)

従業員の家族の教育問題はどうなっているのか。遠くて学校に通えないのではないか。

(事業者)

徒歩、自転車、スクールバスで通学できる。

また、事業の完全履行であるが、我が社の従業員は多くが南淡町の出身であり、途中で事業を辞めるようなことはない。財政的にも十分な実績がある。

(2) 南淡ビオファーム開発事業に係る答申(案)について

《事業者退席後、事務局から答申案について説明後、協議》主な意見は以下のとおり。

(部会長)

事務局から、これまでの審査を踏まえて、答申案の説明があったが、答申案の骨子について協議していただきたい、また、この件については総会でも検討していただきたいと考えている。

(委員)

今回の準備書の審査は、意見をいえる最後の機会であり、評価書が出たら意見を述べることができない。今回付けた意見が評価書に反映されるかどうか保証されていない。

(委員)

予測に用いた騒音の原単位、準備書には文献が書いていないが、評価書に書かすことができるのか。

(事務局)

可能である。

(委員)

発破について準備書では何も触れていないが、予測することは不可能ではないと思う。関西国際空港のための土取事業において、発破について詳細なアセスをやっていると思う。確か一日三回に限定したと記憶している。関西空港に係る土取事業を参考に記述したらよいと思う。

(委員)

ハヤブサの営巣地から200mの地点に積み出し用のトンネルを造ることにに関して、意見を聴きたい。

(委員)

非常に大きな影響があるので、やめるべきである。

(委員)

オオタカやクマタカの場合500m以内は手を付けないというのが普通である。

(委員)

営巣地の200m以内で発破を行うのは非常識である。

(委員)

藻場の調査のことが書かれているが、藻場だけでなく他の水生生物も含めて、生態系全体への影響を考える必要がある。海藻さえあればいいと思われては困る。積み出し栈橋は仮設であって撤去するから問題は無いというのはおかしい。現地を見ると、かなり沖まで

出るし、景観的にも問題はある。トンネルの穴をあけると海上からの景観も問題になる。

(委員)

事業計画を見直すこと。多目的グラウンドも不要。また、町長意見も土地利用計画を全面的に見直せということになっている。

(委員)

土地利用計画を見直せというべきである。南側の山を削る必要はない。土量も大したことないし、そこに建設予定の施設は、生産と何の関係もない。不要だと思う。既開発地に造れば良い。そうすれば、環境だけでなく通学の面でも問題は無くなる。計画を全面的に見直すのがよい。

(委員)

動物の調査及び生態系調査と称している調査は、努力が足りない。そして、評価が間違っている。鳥に関しては、調査が不十分であり、また評価が間違っている。例えば準備書の213ページで、ハヤブサのことが記載しておらず、他の鳥のことは書いていない。サシバについても繁殖している可能性があり、開発にともないその餌となる両生類が保全されない可能性がある。したがって、生態系の絵がきちんと描けていない。その絵をもとに評価をしているのは全く意味がない。調査をやり直す必要があるという意見を付け加えて欲しい。

(委員)

知事意見で調査頻度を適切に設定するよう書いていますが、実際にはやられてない。

(委員)

第1次意見書についての見解では、「必要に応じて対処する」となっているが対処されていない。第2次意見書を出しても、「必要に応じて対処する」「可能な限り努力する」という回答が帰ってきて縦覧されるだけ。ちゃんと実施されているか審査する場所がない。基本的な立場として、もう一度評価をやり直せという意見を付けるべきである。

(委員)

土量バランスをゼロにする事が必ずしも環境に最適であるとは言えないが、今回の事業の場合、ハヤブサなどの外部への影響を考えると、土を外に持ち出さないというのが一番よい。他県では結論を出さない方がよいということで、審査を止めたことがある。

(委員)

準備書を出し直すこと、ということにはできないか。

(委員)

事業の収支表を見てみると結局、土を売らないとこの事業はできないことになっている。

(委員)

いくつかのゴルフ場で会員権が売れなくて、着手したけれど土地造成の途中で止まっている。大阪府でも埋立をやったが、予定した工場が来てくれないという例はいくらでもある。土が売れなければ事業ができないのでは困る。環境の立場から、必ず保全対策を実施させるようにしなければならない。

(委員)

事業者が土地利用計画を見直し、土量を2500万 m^3 から2000万 m^3 に落として、これが最良であると書いているわけだが、それが最良であるかどうかの確認ができない。事業費面から事業ができないとすれば、仮に2000万 m^3 を認めたとすると、取り出し方、改変の仕方が、最良かどうか環境の面から検討する必要がある。妥協点を見いだすとすれば、土量をゼロにするのではなく、土の取り出し方を含めて、土地利用計画を見直せといういい方にするのがいいと思う。

(部会長)

答申のスタイルとして、全体的事項で言って各項目では細かいことは言わないというのがいいのか、各事項について、いるかいないかと言うことも含めて意見を付ける方がいいのか、ご意見を聴きたい。

(委員)

個々のことを書いてしまうと事業を認めたことになるので、事業そのものを考え直すべ

きだと思ふ。土量バランスをゼロにしないで、生態系に対する調査をやり直さないなど。その上で、土地利用計画を見直さないという一般論にとどめるべきである。

(委員)

全般論で留めておいた方がいいと思う。ただ、最小化をするとか言うときになぜこれではダメなのかをいう方が説得力がある。残土量を減らすという点で個別事項を書いていく。残土を出す事業について配慮はこうすべきだというように。このような改変は不要であるというように書いていったらよいと思う。

(委員)

審査会の限界といわれるが、相手によると思う。今回の事業については、個別事項で書いておかないと、全般事項でとどめておくとしてもいいと考えてしまう。全般でとどめるのならば、やるべきではないという書き方にしなければならない。そこまで書けないのであれば、個別事項でしっかり書く必要がある。

(委員)

事業をダメだと言っていない。環境影響評価がダメだと言っている。だからこういう事業をやるのだったら、いらぬものは外して、できるだけ環境に影響のないよう土地改変を考えなさい、ということになる。

(部会長)

委員の意見の中では計画に対する全般論を中心にし、個々のアセスの内容に対する指摘事項を従とするという構成スタイルが良いのではないかと、いうところである。今日の審査を踏まえて、事務局で答申案の作成をしていただき協議したい。重要な案件であるので、総会を開いて部会以外の先生に意見を伺うのがよいと思うがいかがか。

(委員)

反対意見なし。

(以上)